

万葉集 20 番歌の「蒲生野」の所在地について

竹生 政資*

On the Location of “Kamafuno” in the 20th Poem in Manyo-shu

Masasuke TAKEFU

要 旨

本論文の目的は、額田王と大海人皇子との間に交わされた万葉集 20 番歌と 21 番歌の舞台である「蒲生野」の所在地について再検討することである。通説はこれを近江国蒲生郡（現在の滋賀県近江八幡市あるいは八日市市あたり）に比定している。この比定の主な根拠は 21 番歌の左注に引用されている日本書紀の記事であるが、すでに多くの研究者が指摘しているように、万葉集の左注や日本書紀の記事には信用できないものがある。そこで本論文では、21 番歌の左注によらず、歌の原文表記と内容のみに着目して蒲生野の所在地を求めるとき、長門国豊浦郡（現在の山口県下関市）の蒲生野が最も有力な候補地であることを論証する。

1. はじめに

本論文で取り上げる万葉集巻一の 20 番歌と 21 番歌は、天智天皇の時代に詠まれた額田王と皇太子（後の天武天皇）の歌である。まず歌の内容を示すことから始めよう。以下に、新日本古典文学大系本に従って題詞、訓読文、原文、大意、左注を掲載する[1]。なお、「左注」は本来縦書きされた歌の左側に付けた注釈を意味するが、横書きの本論文では下側の注釈となっている。

天皇の^{かまふの}蒲生野に遊獵したまひし時に、額田王の作りし歌

01/0020 あかねさす 紫野行き 標野行き 野守は見ずや 君が袖振る

【原文】 茜草指 武良前野逝 標野行 野守者不見哉 君之袖布流

【大意】 （あかねさす）紫野の中を行き、標野の中を行って、野守は見ているではありませんか、あなたが袖を振るのを。

皇太子の答へし御歌 明日香宮に^{あめのしたをさ}宇 御^{おくりな}めたまひし天皇 謚して天武天皇と曰ふ

01/0021 紫の にほへる妹を 憎くあらば 人妻ゆゑに 我恋ひめやも

【原文】 紫草能 尔保敝類妹乎 尔苦久有者 人孀故尔 吾恋目八方

【大意】 紫草のように美しいあなたを憎いと思ったら、人妻であるのに、私はかくも恋しく思うだ

*佐賀大学 医学部 地域医療科学教育研究センター (takefu@cc.saga-u.ac.jp)
公開鍵指紋：11C0 DBB6 369C DB72 DD3A B122 EF6B 5B5E B99A C2E7

ろうか。

紀に曰く、「天皇七年丁卯の夏五月五日、蒲生野に縦獵したまふ。時に、大皇弟諸王内臣と群臣と、皆悉く従ひき」といふ。

上に示した二つの歌の題詞と左注によると、20 番歌は天智天皇が蒲生野へ遊獵されたとき額田王から皇太子（大海人皇子＝後の天武天皇）へ贈った歌であり、21 番歌はその歌に対する皇太子の返歌である。この二つの歌は、額田王と大海人皇子のラブロマンスの歌とされ、これまで多くの研究者たちが関心を寄せてきた。その関心事の一つに、この歌が詠まれたときの額田王の年齢がある。というのは、もし彼女が若くなければこのラブロマンスは成立しないからである。ところが、日本書紀や懐風藻などの記述を手がかりに、21 番歌の左注にある「天智天皇七年＝西暦 668 年」の時点での彼女の年齢をできる限り若く計算してみると、何と驚くべきことに、40 歳近くになるのである。そこでいろいろな研究者が、もっと若くなるよう、少なくとも 30 歳半ば以下になるよう努力を続けている。これに対して、このような努力を放棄し、この歌は遊獵の後の宴席で詠まれた単なる「戯歌」だから真面目に考える必要はないと主張する研究者たちがいる。この辺の事情については、例えば直木孝次郎氏の論文を参照されたい[2]。

しかしながら、この二つの歌を宴席での戯歌と見ることには大きな疑問がある。もし 20 番歌が、年老いた額田王が若いふりして宴席で詠んだ戯歌であるならば、彼女が後世の人々のお笑い草にならないためにも、この歌は宴席で作られた戯歌であると題詞（あるいは左注）に明記されていなければならない。ところが、題詞や左注にそのような記載はない。万葉集では、宴席の歌は、例えば「湯原王宴席歌二首」（376 番歌）のように題詞（あるいは左注）にその旨の説明があるのが常であり、そのような説明のある宴席歌を数えてみると実に約 250 首にも及ぶのである。戯歌の場合にも同様で、題詞や左注に説明のある戯歌を数えてみると 16 首あり、例えば 667 番歌の左注には「… 聊作戯歌以為問答也」とある。また、もし 20 番歌と 21 番歌が宴席での戯歌であるならば、その宴席で詠まれた歌はほかにも多数あったはずなのに、なぜ明らかに宴席歌と思えるような歌が一つも掲載されておらず、なぜ宴席歌としては極めて異例な 20 番歌と 21 番歌だけが題詞や左注にその旨の説明もなく掲載されているのだろうか。さらに、万葉集約 4500 首の中に、40 歳前後の年老いた女を「紫のにはほへる妹」のように表現した歌がほかにも一首でも存在するだろうか。

このように、20 番歌と 21 番歌を宴席での戯歌と見ることには大きな疑問があり、このような安直な逃避行為では額田王の年齢問題は何ら解決しない。おそらく、この問題の本質は日本書紀自体の信頼性に深く関わっており、彼女の出自に関する日本書紀の記述が事実ではないと考えるほかないだろう。というのは、問題は単に彼女の年齢問題だけにとどまらないからである。広く知られているように、天智天皇と天武天皇の出生・崩御の年齢などにも深刻な矛盾があるのである。そのほかにも日本書紀の記述には、数え切れないほどの問題があり、日本書紀に「序」がないこともその最たるものの一つである（万葉集にも「序」がない）。一国の正史である日本書紀の序文を一体誰が何のためにカットしたのか、この基本的な疑問の解決なしに額田王の年齢を議論しても、将来、すべての議論が水泡に帰する可能性があるのである。

一般論はさておき、本論文の目的は 21 番歌の左注に引用された日本書紀の記事によらずに、20 番歌の内容だけを手がかりに蒲生野の所在地を求めることであるが、その前にまず次の第 2 節において万葉集の左注と日本書紀の記事にはどのような問題があるのか、その具体的な例をいくつか示すことにしよう。そして次の第 3 節で、これまで通説とされてきた 20 番歌の解釈と蒲生野の所在地に関する

る問題点を指摘する。最後に、第 4 節で新しい 20 番歌の解釈と蒲生野の候補地を提案する。

2. 万葉集の左注と日本書紀の記事の信頼性の問題

万葉集 20 番歌と 21 番歌の舞台である蒲生野は、これまで長い間、近江国蒲生郡の地だと見なされてきた（図 1）。その根拠となっているのは 21 番歌の左注に引用されている日本書紀の記事である。この節ではまず、この記事の信頼性の問題について議論する。ポイントは二つある。一つは、万葉集の左注自体の信頼性の問題である。もう一つは、21 番歌の左注に引用されている日本書紀の記事内容自体の信頼性の問題である。

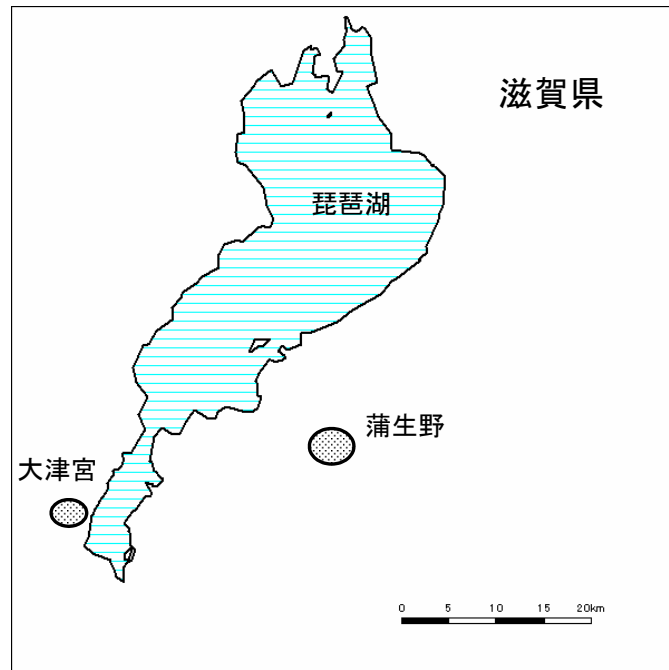


図 1. 通説による蒲生野の所在地

まず万葉集の左注の信頼性について検討しよう。この目的のためには、万葉集 7 番歌の左注を見るのがもっとも手っ取り早い。この歌は、今問題の 20 番歌や 21 番歌と同じく万葉集巻一の初期万葉歌の一つで、題詞によると歌の作者は 20 番歌と同じく額田王となっている。以下に、新日本古典文学大系本に従って標目（天皇の治世を示す標題）、題詞、訓読文、左注を示す。

(A)明日香川原宮に宇御めたまひし天皇の代 天豊財重日足姫天皇
額田王の歌 未だ詳らかならず

01/0007 秋の野のみ草刈り葺き 宿れりし 宇治のみやこの 仮廬し思ほゆ

右は、山上憶良大夫の類聚歌林を撿ふるに曰く、「一書に、(B)戊申の年に比良宮に幸したまひし大御歌なり」といふ。但し、紀に曰く、「(C)五年の春正月己卯の朔の辛巳、天皇、紀の温湯より至る。(D)三月戊寅の朔、天皇、吉野宮に幸して肆宴す。(E)庚辰の日、天皇、近江の平浦に幸したまひき」といふ。

この歌の標目と左注にはいくつか問題がある。まず第一に、標目の波線部(A)に見える明日香「川原宮」で天下を治めた天皇は存在しない。日本書紀によれば、波線部(A)の最後に小文字で書かれた「天豊財重日足姫天皇」は皇極天皇（在位 642～645 年）にあたるので、「川原宮」は「板蓋宮」でなければならない。第二の問題として、左注の波線部(B)の「戊申の年」は西暦 648 年の孝徳天皇の大化 4 年にあたるが、標目にある皇極天皇の時代とは明らかに治世が異なる。第三の問題として、波線部(C)は斉明天皇五年（西暦 659 年）正月三日、波線部(D)は同年三月一日、波線部(E)は同年三月三日にあたるが、一方、歌の初句には「秋の野」とあるから、この左注の季節と歌の季節は矛盾している。また第四の問題として、歌の第四句に「宇治」とあるのに、左注では「吉野宮」や「近江の平浦」の行幸記事を引用している。

このように、万葉集 7 番歌の左注を付けた人は、時代も季節も地理も完全に無視して、手元の日本書紀の中からただ適当な行幸記事を探し出し、歌の関連記事として左注に書き込んでいることがわかる。もちろん、この例だけをもってほかの万葉集の左注もすべてこのようにデタラメであると決めつけることはできないが、今問題の万葉集 21 番歌の左注も疑ってみる必要がある。ちなみに、上に示した 7 番歌の左注を書いた人と 21 番歌の左注を書いた人はおそらく同一人物であろう。なぜならば、いずれも同じ万葉集巻一に属しており、歌番号もわずか 14 しか離れていないからである。

さて次に、21 番歌の左注に引用された日本書紀の記事内容の信頼性について見てみよう。21 番歌の左注に「紀に曰はく」として引用されているのは以下の内容である。

天皇七年丁卯の夏五月五日、蒲生野に縦獵したまふ。時に、大皇弟諸王内臣と群臣と、皆悉く従ひき。

まずこの記事が、現在我々が見る日本書紀ではどのようになっているのか、新編日本古典文学全集本に従って確認しておこう[3]。天智天皇七年の関連箇所の訓読文を以下に示す。参考のため、21 番歌の左注に引用されている記事だけでなく、その前後の記事も併せて示す（「獺」は「獵」で代替、以下同様）。

夏四月の乙卯の朔にして庚申に、百濟、末都師父等を遣して、進調る。

庚午に、末都師父等、罷り帰りぬ。

五月の五日に、天皇、蒲生野に縦獵したまふ。時に大皇弟・諸王・内臣と群臣、皆悉くに従へり。

六月に、伊勢王と其の弟王と、接日ぎて薨りぬ。未だ官位を詳かにせず。

ここの波線部は、先に示した 21 番歌の左注に引用された記事とほとんど同じであることがわかる。しかし、ここでまず注意しておきたいのは、上の日本書紀の記事からは蒲生野が「近江国の蒲生野」であるとは必ずしも言えないことである。実際、上に示した四行にわたる記事内容には、五月五日の縦獵がどこの土地の蒲生野で行われたかを示す情報は何も含まれていない。また、後に見るように、「蒲生」という地名は近江国のほかにも日本列島には数多く存在する。

ではなぜ、これまで近江国の蒲生野だと信じられてきたのだろうか。おそらく次の二つの理由からであろう。一つは、日本後紀の延暦二十二年（803）閏十月十六日条に「行幸近江国蒲生野」とあり、（天智七年の蒲生野縦獵から 135 年後に）桓武天皇が近江国の蒲生野に行幸していることである。ちなみに、六国史に登場する「蒲生野」に関する記事は、天智七年（668）の蒲生野縦獵記事と延暦二

十二年（803）の蒲生野行幸の関連記事の二つのみである。もう一つの理由は、天智六年三月十九日に近江遷都が行われたと日本書紀に記載されていることである。もしこの記事が事実だとすれば、天智七年の蒲生野縦獵は近江京への遷都の約一年後に行われたことになり、この縦獵の場所としては近江京に近い蒲生の地、すなわち古代の近江国蒲生郡だと考えるのが最も自然であろう。

ただし、このように推定するためには日本書紀の記事が正しいことが大前提である。ところが、前節でも少し触れたように、日本書紀にはその信憑性を疑わせる記述がいくつも見られる。以下、本論文のテーマに関連する時期の出来事に限って、日本書紀の問題点をいくつか見ていこう。

まず初めに、万葉集 21 番歌の左注に引用された日本書紀の記事と現在我々が見る日本書紀の記事の食い違いに注目したい。比較しやすいように、それぞれの原文を示す。

左注：天皇七年丁卯夏五月五日、縦獵於蒲生野。于時、大皇弟・諸王・内臣及群臣、皆悉從焉。
書紀：五月五日、天皇縦獵於蒲生野。于時、大皇弟・諸王・内臣及群臣、皆悉從焉。

両者を比較してみると二つの明らかな差異（波線部）が見て取れる。厳密に言えば、先頭の「天皇七年」の有無も差異に含めるべきであるが、これは万葉集の左注を書いた人が年を明示するために付加した可能性があるので、ここでは考えない。

第一の差異は、「丁卯夏」の表記が左注だけにあることである。ここで深刻な問題を提起するのは「丁卯」という干支である。これは西暦年に直すと 667 年に当たるが、現在の日本書紀では「天智天皇七年」の干支は「戊辰」（668 年）であり、1 年の食い違いがある。しかも「丁卯」と「戊辰」は明らかに字形も異なるから単なる「偶然の誤写」ではありえない。

第二の差異は、「天皇」という表記が現在の日本書紀だけにあり、左注にはないことである。

このように、万葉集の左注に引用された記事と現在我々が目にする日本書紀の記事の間には見過ごすことのできない二つの差異が存在する。このほかに、ここで述べたのとは少し性格の異なるもう一つの問題がある。それは「五月五日」という表記である。日本書紀は原則としてまず年月日を示した後各記事を記述していくが、年と月は数字であるが日は干支をもって表すのが常である。この表記法は日本書紀のみならず、次の正史である続日本紀でも厳格に踏襲されている。ところが、この表記法に例外が四箇所だけある。膨大な日本書紀の記事の中で、例外はわずか四箇所のみである。しかもすべて「五月五日」という日付である。以下にその記事の原文を示す（カッコは著者による補足、以下同様）。

（推古天皇十九年（611）夏五月五日、藥獵於兔田野。

（推古天皇二十年（612）夏五月五日、藥獵之。集于羽田、以相連參趣於朝。

（推古天皇二二年（614）二十二年夏五月五日、藥獵也。

（天智天皇七年（668）五月五日、天皇縦獵於蒲生野。于時、大皇弟・諸王・内臣及群臣、皆悉從焉。

最後の記事は、前に示した蒲生野縦獵記事と同じものである。この「五月五日」という異例な表記が用いられているのは、推古天皇と天智天皇の治世のわずか四つの記事に限られている。このような異例な表記の理由を「五月五日が端午の節供という特別な日だから」と言うことはできない。なぜならば、日本書紀には「五月五日」の日付にあたる記事がほかにも 9 例あるが、それらの日付はすべて干

支で表記されているからである。以下に一つだけ例を示す。

(天智天皇八年 (669)) 夏五月戊寅朔壬午、天皇縱獵於山科野。大皇弟・藤原内大臣及群臣、皆悉從焉。

この記事は、先に示した天智天皇七年 (668) のちょうど一年後の記事である。二つの記事を比較してみるとわかるように (両者の波線箇所注目)、差異があるのは、「五月五日」が「夏五月戊寅朔壬午」と干支で表記されていること、「蒲生野」が「山科野」に変わっていること、「諸王・内臣」が「藤原内大臣」に変わっていること、以上の三箇所のみで、ほかはまったく同じである。

以上のことから、日本書紀の膨大な日付表記の中に「五月五日」という異例な表記が四例だけ紛れ込んでいるという事実は、日本書紀がいったん完成してから、その後に、誰かが意図的に改変・挿入したことを証言している。この事実は、最初に日本書紀が複数人によって分担執筆された名残りであるとか、あるいは原史料に「五月五日」とあったのをそのまま編纂者が転載したのだとか、ありきたりの理由では説明がつかない。なぜならば、天智七年と天智八年の記事を異なる人が分担執筆したとは思えないし、また日本書紀は原史料にあった行政区域の「評」をことごとく後の「郡」に改変して統一記述していることはあまりにも有名な事実であり、さらに日本書紀の編纂者たちは完成前に誤りがないかどうか、記事記載に統一性がとれているかどうかなど、何度も確認したはずであり、その際に「五月五日」という異例な表記に気づかなかったということは考えられないからである。

以上見てきたように、万葉集 21 番歌の左注に引用された日本書紀の記事と現在我々が目にする日本書紀の記事は、天智天皇七年五月五日のわずか一行の記事内容を比較検討しただけでも、見過ごすことのできない三つの問題点が明らかとなった。第一に、天智天皇七年の干支が「丁卯」(667 年)と「戊辰」(668 年)で食い違っていること。第二に、季節を表す「夏」と「天皇」の表記がそれぞれ片方の記事だけにあること。第三に、この記事の日付にはきわめて異例な「五月五日」という表記が用いられていること。こうした問題点は、日本書紀がひとたび完成した後で、誰かによって干支の変更を伴うほどの根本的な歴史の「改変」が行われたことを示唆している。ここに示した問題は、日本書紀の問題のうち氷山の一角にすぎない。以下、日本書紀におけるほかの問題点について二つだけ例を示すことにしよう。

その一つは、法隆寺金堂本尊などをめぐる「法隆寺論争」の中に述べられている。この中で、岩波書店の日本古典文学大系本「日本書紀」の校注者の一人である家永三郎氏は次のように告白している ([4]、pp.29-30) (波線は著者、以下同様)。

そもそも私は、天武紀二巻・持統紀一巻を除く、日本書紀の記事は疑ってかかるのが安全、という立場をとっているのです。ひとり聖徳太子死去の年月日のみの問題にとどまりません。講経の記事も、慧慈が「期日に当りて死」という記事も、もちろん片岡山の飢者の記事も、すべて架空の説話と考えております。聖徳太子死去を二十九年二月五日とした理由は私にはわかりませんが、それはおそらく推古紀の紀年の立て方に問題があるのであらうと考えています。

これに対して、論争相手の古田武彦氏は次のように述べている ([4]、p.47)。

わたしは、貴論と見地を同じうしません。なぜなら、わたしは「全日本書紀は疑ってかかるのが

安全」と考えているからです。「天武紀」(二巻)「持統紀」(一卷)を「安全圏内」におけるものとは考えていません。

さらに古田氏は、聖徳太子作とされる「法華義疏」の現存御物本を顕微鏡等で精査し、第一巻右端下部が「鋭利な刃物で切り取られている」事実を発見し(古写本で「古蔵者を隠す」ための手口)、また冒頭部が別料紙、別筆跡のものを張り合わせた形になっていることを発見し、こうした明らかな「改ざん」を裏づける疑う余地のない証拠写真を同書の口絵写真に掲載している。そして、次のように嘆いておられる([4]、pp.107-109)。

以上は、議論の問題というより、「事実」の問題だ。しかも、基本史料の基本事実に関する問題である。しかるに、右の愚著公刊よりすでに五年の歳月が流れているにもかかわらず、聖徳太子を論ずる論者からも、古代文献・書誌を専門とする学者からも、寂として声なきを見る。淋しい限り、と言う他はない。

もう一つは、日本書紀について音韻・文章・編修などの観点から研究されている森博達氏の話である[5]。森氏は、2007年2月2日に放送された「NHK スペシャル 大化の改新 隠された真相 ～飛鳥発掘調査報告～」の中で、大化の改新に関する日本書紀の巻 24・巻 25 の記述の中に多数の漢文的誤用がある事実を指摘した上で、次のように話している。

これは一体どういうことなのか、ということです。中国人の執筆者がなくなった後、日本書紀の編集の最終段階で潤色・加筆ということが行われたんです。つまりですね、大化の改新の記事というのは、最終段階で、編集の最終段階で付け加えられたものか、あるいは少なくともですね、大幅に、これは加筆をされているということは事実なんです。したがって、日本書紀に書かれているような大化の改新が実際にあったということは、これは言えないんですね、そのままでは。

このように、日本書紀の中の最も新しい7世紀後半の記事においてさえ、その信憑性に大いに疑問を抱いている研究者たちがいるのである。したがって、万葉集 20 番歌と 21 番歌が詠まれた蒲生野の所在地についても、従来は 21 番歌の左注にある日本書紀の記述をそのまま信用して近江国蒲生郡としてきたけれども、この記述は疑ってみる必要がある。すなわち、もし仮に天智天皇(あるいは別の天皇)がその臣下を引き連れて蒲生野に遊獵したことが史実だとしても、それが天智天皇の近江京遷都の翌年に近江国の蒲生野で行われたものかどうかは疑いの余地があるのである。

ちなみに、近江京遷都が行われた年についても、万葉集 18 番歌の左注に引用された日本書紀には「(天智) 六年丙寅 (666 年)」とあるが、一方、現在我々が見る日本書紀には天智六年は「丁卯 (667 年)」とあり一年の食い違いがある。それではほかの記事もすべて一年の食い違いがあるかというところではない。例えば、27 番歌の左注に「紀に曰く」として引用された「(天武) 八年己卯」の干支と、現在我々が見る日本書紀の「(天武) 八年己卯 (679 年)」はぴったり合致しているのである。このように、歴史書として根幹をなす紀年に一貫性のない不整合があることは、日本書紀の信頼性をゆるがす深刻な問題の一つである。ここで述べたほかにも、日本書紀の記事には編纂者の「単なる誤り」では済まされない問題点がほとんど限りなく存在するのである。

3. 万葉集 20 番歌の解釈に関する通説の問題点

この節では、新しい蒲生野の所在地について考える前に、まず 20 番歌の解釈の問題について見ておこう。以下に、通説による訓読文と原文を再掲する。

01/0020 あかねさす 紫野行き 標野行き 野守は見ずや 君が袖振る

【原文】 茜草指 武良前野逝 標野行 野守者不見哉 君之袖布流

まず第一の問題点は、原文第二句の「武良前野」という表記である。この表記が「むらさきの」と訓むことを意図したものであることは明らかだが、これを通説のように「紫野」と見て「紫草が生えている野」と解することには大きな疑問がある。以下にその理由を述べよう。

万葉集には「むらさき」と訓む例が全部で 17 あるが、その原文表記の内訳は以下の 4 種類である。

紫	13 例
紫草	2 例
武良前	1 例
牟良佐伎	1 例

このうち上の二つ（「紫」と「紫草」）は植物としての紫草あるいはそれからとれる紫色を表すもので、いわゆる正訓表記である。また、最後の「牟良佐伎」は、万葉集 3500 番歌

14/3500 紫草は 根をかも終ふる 人の子の うら愛しけを 寝を終へなくに

【原文】 牟良佐伎波 根乎可母乎布流 比等乃兒能 宇良我奈之家乎 衿乎遠敵奈久尔

の初句に用いられている表記であるが、その意味からして、本来なら「紫」または「紫草」と正訓表記されるべきものである。しかし今の歌の場合、歌全体が一字一音の万葉仮名で表記されているので、結果として「牟良佐伎」のような音仮名表記が用いられたものと考えられる。

ところが、上から三番目の「武良前」という表記だけは、ほかの三つの表記と比べて明らかに異質である。実は、この表記をもつ歌こそが今我々が問題にしている万葉集 20 番歌であるが、この歌では「茜草（あかね）」、「野」、「野守」、「君」、「袖」など名詞はすべて正訓表記されているから、もし第二句の「むらさき」が（通説が言うように）「紫草」の意味であるならば、素直に「紫」または「紫草」と正訓表記されたはずである。ところが実際には、「武良前」のような意味不明の表記が用いられており、これには理由がなければならない。すなわち、「武良前野」という表記は、これまで通説が言ってきたような「紫野＝紫草が生えている野」を表現したものではありえない。おそらく文脈からして「むらさき野」という地名を表したものであろう。地名であれば「武良前」のような表記も不自然ではない。実際、例えば奈良県と京都府の県境の「なら山」の表記には、次のようにさまざまな表記が用いられている（右側の数字は歌番号）。

平山	29、1585、1588、2487、3237
檜山	593、3240
常山	3236

奈良山 2316、3836
奈良夜麻 3957

この例から推測すると、20 番歌の「武良前」は上の「奈良山」に相当する地名表記だと考えられる。すなわち、「武良」と「奈良」はともに音仮名表記で、「前」と「山」は正訓表記である。なお、「武良前」という地名の語源については第 4 節で触れるが、おそらく「武良＝むら」は「村」、「前＝さき」は「崎」の意味であろう。ちなみに、「前」が「崎」（陸地が海に向って突き出た所）を意味するのは、万葉集 273 番歌「磯の崎 漕ぎ廻み行けば…」の「磯の崎」が原文で「磯前」と表記され、1226 番歌「三輪の崎 荒磯も見えず…」の「三輪の崎」（和歌山県新宮市三輪崎）が原文で「神前」と表記されている例などからも明らかである。

一方、吉田金彦氏は別の理由から「武良前野」が地名であることを主張している ([6]、pp.115–116)。もし「むらさき野」という語が「紫草の生えている野」という意味であるならば、この語は「むらさき（紫草）＋野」、すなわち「草の名前＋野」という形の普通名詞になる。ところが、万葉集にはこのような普通名詞は存在しない。すなわち、万葉集には多数の花や草の名前が登場するけれども、「石竹野＝なでしこ野」、「朝貌野＝あさがほ野」、「月草野＝つきくさ野」、「百合野＝ゆり野」、… などの語は例がないのである。ただし、「花野＝はな野」や「草野＝かや野」のような抽象語としての「花」や「草」に「野」が複合した例はわずかにある。以上の事実から、万葉集の「むらさき野」という語は「紫草の生えている野」の意味ではありえず、したがって地名と考えるほかない。

ちなみに、吉田氏は「武良前野」を地名と考える点では本論文の立場と同じであるが、その比定地は異なる。吉田氏は 20 番歌の初句「あかねさす」が多くの場合「日」にかかる枕詞であることから、「武良前野」を「日の村前野」の省略形だと見なし、滋賀県蒲生郡日野村（和名抄の近江国蒲生郡必佐郷）に比定している。この比定地は通説の八日市市（万葉歌碑のある船岡山）よりも南東に約十数 km ほど離れている。一方、本論文では「武良前野」を長門国豊浦郡（現在の山口県下関市）に比定する。その理由については第 4 節で述べる。

さて次に、通説の第二の問題点を指摘しよう。それは近江国蒲生郡で古代に紫草が栽培されていた痕跡がないことである。紫草について考える場合、野山に自生している場合と、人間が栽培する場合を区別して考える必要がある。まず自生している紫草は、大滝末男氏が著書「ムラサキの観察と栽培」で述べているように、野山にひっそりと点在して生育する山草であり、決して群生するようなものではない ([7]、p.21、p.4)。したがって、もし通説が言うように 20 番歌の「武良前野」が「紫草が生えている野＝紫草園」の意であるならば、その紫草は自生しているものではなく人間が栽培した紫草でなければならない。

そこで紫草の栽培について調べてみると、滝川政次郎氏は大蔵永常（豊後国の江戸時代後期の農学者）の「広益国産考」を引いて「紫草の栽培はなかなかむつかしいもので、相当の技術と経験を必要とする」と述べている ([8]、p.496)。また、大滝末男氏も

多くの人たちがムラサキの種子や株を入手しても 2 年以上栽培を続け、繁殖に成功した人は皆無に近いだろう。そう断言しても決して過言でないかと思う。ムラサキはそれほど栽培が困難な植物である…（邦産ムラサキは）栽培植物としては、すこぶる至難なもので、その点、天下一品で、おそらくムラサキの右に出るものはないように思われる。

と述べている ([7]、p.24、p.26)。このように、紫草の栽培には高度な知識と経験と適した土地が必要であり、どこでも簡単に栽培できるようなものでは決してない。平安時代中期以前に紫草が栽培されていたことが確かな土地は、延喜式、風土記（出雲国・常陸国）、正倉院文書（天平九年豊後国正税帳）、木簡データベースなどの情報に基づくと、以下に示す土地に限られる。

常陸国、下野国、上野国、武蔵国、相摸国、甲斐国、信濃国、出雲国、石見国、
九州の太宰府管内（筑前国、肥後国、豊後国、日向国、大隅国）

この中に近江国は見えない。もし通説が言うように、近江国蒲生郡に朝廷直轄の紫草園（いわゆる「紫野」や「標野」）があったとすれば、その痕跡が文献や木簡等の情報に残っていてもよさそうなのに、実際にはまったくないのである。ちなみに、大滝氏はその著書に全国の紫草の自生地分布図を示しているが、近江国には自生地を示すマークが付いていない（姉妹編の論文[9]の第3節の図を参照）。以上が通説の第二の問題点である。

この問題に関連して、ここで以下の点を補足しておかなければならない。万葉集には紫草の産地を詠んだ次の歌がある。

03/0395 託馬野に 生ふる紫草 衣に染め いまだ着ずして 色に出でにけり

吉田金彦氏 ([6]、p.186) や滝川政次郎氏 ([8]、p.497) は、この歌の「託馬野」を「つくまの」と訓み、これを現在の滋賀県坂田郡米原町筑摩あたりの土地に比定し、これをもって近江国に紫草が自生していたことの証拠だとしている。しかしながら、この歌の「託馬野」は、すでに山田孝雄氏が今から約 80 年前に指摘しているように[10]、「たくま」と訓み、現在の熊本県熊本市あたり（和名抄の「肥後国託麻郡」）に比定するのが正しい。その確かな根拠については姉妹編の論文を参照されたい[9]。

通説の第三の問題点は、20 番歌の第三句に登場する「標野」の表記に関する問題である。通説ではこれを「しめの」と訓み、「しめをはって他人の入ることを禁じた野」と解している ([11]、p.369)。しかしながら、この通説には疑問がある。というのは、「標野」の「標」の字には写本による異同があるからである。校本万葉集によって各写本の「標」の字形を示すと次の 4 種類からなる[12]。

寛永版本（底本）、活字無訓本、活字附訓本

元暦校本、伝冷泉為頼筆本、古葉略類聚鈔

類聚古集、西本願寺本、京都帝国大学本

神田本（＝紀州本）、金沢文庫本、細井本、温故堂本、大矢本、神宮文庫本

万葉集には 20 番歌のほかにも原文に「標」の字を含む例が 25 あるが、これらは「しるし」と訓む 1 例（1809 番歌）を除きほかはすべて「しめ」と訓み、いずれも「ある種の標識や目印」を意味して

いる。このことはそれぞれの歌の文脈からも明らかであり、疑義はまったくない。これら 25 の「標」の表記にもわずかな異同が見られるが、そのほとんどは単に偏の「木」を「扌」に誤るか、あるいは傍の「票」を「栗」に誤るかであり、それ以外の例外的な誤りはたかだか一種類の写本に限られている。さらに、これら 25 の「標」の傍の最上部はすべて平坦なものばかりである。これに対して、上に図示した 20 番歌の「標」の異同は、次の二点でこれらとは明らかに異なる。一つは、20 番歌の「標」には 4 種類の字形が見られ、しかもそれぞれの字形をもつ写本が 3 種類以上ずつ存在していることである。もう一つは、傍の最上部がすべて平坦とは限らず、「十」のように上に突き出た字形（上図に示した最初の寛永版本の例）があることである。

したがって、20 番歌の「標野」の「標」は、これとよく似た別字の可能性もある。そこで本論文の第 4 節では「標」を「横」の誤字（誤写）と仮定して議論を展開するが、それには三つの理由がある。一つは、傍の最上部が平坦ではなく「十」のように上に突き出た写本が存在すること。二つ目は、すぐ後で述べるように、「標野」という語が文献上ほかに例を見ないこと（ただし、20 番歌を本歌取りした後世の歌などは除く）。三つ目は、「標野」を「横野」の誤字だと見なすと、一つの歌の中に「むらさき」と「横野」を含むもう一つの歌（1825 番歌）の問題点を解決することができることである。詳細については第 4 節で述べる。

通説の第四の問題点は、基本的な疑問として「^{しめの}標野」という語が文献に見えないことである。「標野」だけでなく「標山」、「標海」、「標川」などの語も見えない。文献に見える語は「^{きむじよ}禁処」や「^{きんや}禁野」である。「禁処」は養老律令の規定に「自余の禁処に非ざらむは、山川藪沢の利は、公私共にせよ」などと見える（[13]、pp.476-477）。一方、六国史の中で「禁野」の語が見えるのは三代実録の清和天皇の貞観二年（860）閏十月四日条の記事「二品行兵部卿忠良親王に詔して私鷹二連を以て五畿内の国の禁野の辺に狩ることを聴し給ひき」が初見である（[14]、p.101）。この記事も含めて三代実録には「禁野」の語が五箇所に登場する。これ以外に「禁野」の語は見えない。このように、天皇が一般の人々の出入りを禁止する場合にはもっぱら「禁」の字が用いられ、「標」の字は用いられていない。しかも、「禁」の字は「しめ」と訓まれることはなくすべて「きむ」または「きん」と音読みされている。例えば、後に触れるように大阪府枚方市の地名に「禁野」があるが、「しめの」ではなく古来「きんや」と呼ばれている。以上のことから、通説は万葉集 20 番歌の「標野」を「禁野」の意味に解しているが、これには疑問がある。それは万葉集の「標」の用法からも明らかとなる。

すでに述べたように、万葉集には 20 番歌の「標野」のほかに、「標」の用例が 25 あるが、それらの中に次のような歌がある。

- 07/1347 君に似る 草と見しより 我が標めし野山の浅茅 人な刈りそね
08/1427 明日よりは 春菜摘まむと 標めし野に 昨日も今日も 雪は降りつつ
08/1510 なでしこは 咲きて散りぬと 人は言へど 我が標めし野の 花にあらめやも
19/4197 妹に似る 草と見しより 我が標めし野辺の山吹 誰か手折りし

これらの歌の作者は天皇ではなく一般の人々であるから、ここで言う野山に「^{しめ}標」をするという行為は、一般の人々がプライベートに「何らかの目印」を野山に付けることを意味しており、天皇が民衆に対して発令する禁止令とは明らかに次元が異なる。したがって、もし仮に「標野」という語が存在したとしても、通説が言うように、それが「天皇によって一般の人々の出入りを禁止するために標を

張り巡らした野」を意味するとは思えない。なぜならば、野山に「標」をする程度のことは（上の四つの歌が示すように）一般の人々でも自由にできるのに対して、一般の人々が野山へ出入りするのを禁止して御料地を定める権限をもっているのは天皇だけであり、後者の意味ではもっぱら「禁処」や「禁野」の語が用いられているからである。すなわち、「標」と「禁」の用法には明らかな違いが見られるのである。したがって、「標野」を「禁野」と同じだと見なす通説にはそもそも無理がある。

これと同じ結論は、別の観点からも導くことができる。そこでまず、しばらく通説に従って 20 番歌の「標野」を「禁野」と同じ語だと仮定して話を進めよう。問題は、天智天皇の時代に果たして「禁野」なるものが存在し得たかどうかである。もし 20 番歌の「標野」が「禁野」だったとすると、これは具体的にどういう目的のものだろうか。これについては、従来二つの説がある。

- ① 紫草栽培のための朝廷直轄の紫草園
- ② 天皇が狩猟・薬猟をするために定めた御料地

最初の説①には問題がある。というのは、すでに第一および第二の問題点として指摘したように、20 番歌の第二句の「紫野」は地名であり、また古代に近江国蒲生野で紫草が栽培されていた痕跡はないからである。次の説②にも問題がある。それは、なぜ近江国蒲生野を禁野にする必要があったのか、その理由が理解できないからである。以下それについて述べよう。

もし仮に②の説が言うように、天皇が近江国蒲生野で狩猟・薬猟をするためにこの地を禁野に定めたというのが事実だとすれば、天皇は最低でも数回この地を訪れていなければならない。というのは、たった一回だけの遊猟のために庶民の生活のにとって不可欠な「野」（当時は野山は百姓にとって柴草刈りや燃料の薪取りなどのために不可欠だった）を「禁野」に定めるなどとても考えられないからである。実際、滝川政次郎氏が指摘しているように、朝廷は、続日本紀の慶雲 3 年 3 月丁巳条で、王臣が山野を占有して百姓の柴草を刈る利益を害することを禁制したり、類聚三代格の元慶 7 年 12 月廿二日の太政官府で、天皇の御猟林野といえども、百姓が這入って牛馬を放牧し、樹木を伐採し、柴草を刈り取ることを許したり、こういう配慮を幾度となく繰り返しているのである（[8]、pp.506-507）。庶民の生活が立ち行かなくなれば、庶民からの租庸調で生活している天皇にも被害が及ぶのは当然で、この点から考えても朝廷がみだりに「野」を御料地に定めることは考えられない。

そこで、日本書紀を調べてみると、驚くことに、天智天皇の近江国蒲生野への遊猟記事は 668 年のわずか一回だけである。六国史全部を調べてみると、天皇の近江国蒲生野への行幸は、ほかに 135 年後の延暦 22 年（803 年）の桓武天皇の行幸記事があるだけである。そうすると、天智天皇はわずか一回だけの遊猟のために近江国蒲生野を「禁野」に定めたことになる。しかし、先に述べた理由により、それはまず考えられない。だとすると、実際には何度も近江国蒲生野へ遊猟したのだけれど、日本書紀の記録から単に漏れただけだろうと考えるしかない。しかし、それはありえないのである。というのは、例えば、持統天皇の吉野宮への行幸記事だけを見ても、その約 12 年の治世に 31 回も記録されているからである。例えば、持統天皇四年（690）には 2 月、5 月、8 月、10 月、12 月の 5 回もの行幸記事が記録されているのである。したがって、天智天皇の行幸記事だけが記録から漏れたとは考えられず、天智天皇の近江国蒲生野への遊猟は、記録どおり一回だけだったと考えざるをえない。ところが、一回だけの遊猟のためにわざわざ近江国蒲生野を「禁野」にしたとは思えないから、ほかに思いつく解決策は、この「禁野」というのは長期的なものではなく単に狩猟・薬猟が行われた時だけの「一時的なもの」だろう、という考えである。しかし、「禁野」をこのように拡大解釈しても問題

は解決しない。というのは、次のような疑問が湧いてくるからである。一回だけの狩猟・薬猟をするために、わざわざ猟場に「標」を張り巡らす必要があるだろうか。天皇のような最高権力者が、一体誰に憚って、自らの行動範囲を前もって「標」を張って制限してから狩猟・薬猟を行う必要があるのだろうか。さらに、このように一時的な、一回だけの狩猟・薬猟が行われた場所を表現するのに「標野」という普通名詞を用いたりするだろうか。ちなみに、万葉集には「標めし野」のような表現例はあるが（前に示した 4 例）、「標野」のような普通名詞化された表現は例を見ないのである。

以上見てきたように、「標野」という語が文献に見えないだけでなく、たとえ「標野」を文献に見える「禁野」の意味に拡大解釈したとしても、近江国蒲生野に禁野があった痕跡がないばかりか、公地公民制を原則とする律令制度が始まったばかりの天智天皇の時代にわずか一回だけの遊猟のためにその地を「禁野」に定めたり、あるいは猟をする前に予めわざわざ猟場に「標」を張ってから行ったという通説はとても受け入れられるものではない。以上が通説の第四の問題点である。

ここで「しめの」という地名について補足しておきたい。吉田金彦氏は、古代に「禁野」を意味する「しめの（標野）」という地名が存在した証拠として次の四つをあげている（[6]、pp.168-170、pp.156-158）。以下、それぞれについて検討しよう。

- (1) 古代の河内国^{かたの}交野郡^{きんや}禁野村（現在の大阪府枚方市禁野本町）の「禁野」
- (2) 古代の河内国^{まんだ}茨田郡^{しめの}点野村（現在の大阪府寝屋川市点野）の「点野」
- (3) 古代の大和国^{かづらきのかみ}葛上郡^{そめの}染野村（現在の北葛城郡当麻町染野）の「染野」
- (4) 正善寺寺沢家系伝譜に「蒲生郡標野庄市胡郷」（文明二年（1470））と見える「標野」

まず (1) の地名「禁野」は、日本歴史地名大系の「大阪府の地名Ⅱ」にも明記されているように（[15]、p.838）、三代実録に見える「禁野」と同じく古来「きんや」と呼ばれており、これが「しめの」と呼ばれた確証はない。

次に (2) の地名「点野」は、表記が「標野」とは異なるが、古来「しめの」と呼ばれてきたことは確かである。しかし、「大阪府の地名Ⅱ」によると（[15]、p.872）、この地名は平安時代末期に関白藤原忠通にはじまる「点野庄」という荘園に関係するものと見られ、天皇の御料地を意味するいわゆる「禁野」ではなく、むしろ先に例を示した万葉集における「春菜摘まむと標めし野に」（1428 番歌）の「標めし野」と基本的に同じ延長線上にあるもので、公地公民の律令体制が崩壊した平安時代末期に、一貴族がプライベートに土地の囲い込みをしたものと考えられる。

(3) の地名「染野」は、「奈良県の地名」によると（[16]、pp.131-132）、元和郷帳（1615～1624 年）に「そめの」とあり現在も同じ読み方をするが、元禄郷帳（1688～1704 年）には「しめの」とあり、現地では単に「しめ」と発音すると記載されている。元禄郷帳よりも古い元和郷帳に「そめの」とあるのだから、おそらくこちらの方が古い読み方だと思うが、これを裏づける間接的な証拠がある。それは、同地にある「石光寺」の由来に付随する以下の伝承である（[16]、p.132）（波線は著者）。

（石光寺は）染井が近くにあることから染寺とよばれたという… 天平宝字七年（763）当麻寺にいた中将姫が浄土の大曼荼羅を感得し、それを織りあげするため、蓮糸を五色の糸に洗い染めたという染井は、寺の東門内南寄りに伝えられている。また南門前に塔跡の土壇と礎石が残り、白鳳時代の塔心礎と考えられる。ほかに埴仏や古瓦が出土…

この伝承によれば、「染野」はもともと「そめの」であり、その「そめ」はおそらく「染井（そめみ）」の「そめ」に由来するものであろう。しかし、もし仮にこの読み方が正しくなく、本来の地名が「しめの」だったとしても、この地が天皇の「禁野」だったことを示す確証はない。

最後に(4)であるが、この文書の「標野庄」と「市胡郷」は実在した形跡がないばかりか、実在したのはむしろ「市子庄」の方であるから ([17], p.542)、この文書は信用できない。この文書は室町時代に書かれた一私寺の私的な由緒記にすぎないから、万葉集 20 番歌の有名な「蒲生野」と「標野」を権威付けに利用した可能性がある。

以上見てきたように、吉田金彦氏があげた四つの地名のうち、確実に「しめの」と読みうるのは(2)の「点野」だけであるが、これは平安時代末期の荘園の地名に関係するものと見られ、天皇が一般の人々の出入りを禁じたいいわゆる「禁野」ではない。したがって、「禁野」を意味する「しめの（標野）」という地名が存在した確証はないと結論してよいだろう。

通説の第五の問題点は、20 番歌の第四句に登場する「野守」である。通説はこの「野守」を「標野を管理する番人」の意に解している。しかし、すでに第四の問題点でも指摘したように、天智天皇の近江国蒲生野への遊獵はたった一回だけであったから、ここに（長期間にわたる）「野守＝番人」が置かれたとは思えない。

最後に、通説の第六の問題点は、20 番歌の第二句と第三句「紫野行き標野行き」の「～行き… 行き」という表現の問題である。通説は「紫野」と「標野」を実質的に同じ場所と見ているが、そうすると「～行き… 行き」という日本語の用法に反することになる。なぜならば、現代語でも「あっち行き、こっち行き…」のように、「～行き… 行き」の表現では「～」と「…」には異なる場所（や方角）がくるのが普通であり、同じ場所がくることはまずない。これは万葉集でも同じである。実際に用例を調べてみると、「～行き… 行き」は次の 4 例のみである。

- 04/0625 沖辺行き 辺を行き今や 妹がため 我が漁れる 藻臥束鮒
13/3335 玉梓の 道行く人は あしひきの 山行き野行き にはたづみ 川行き渡り…
13/3339 玉梓の 道に出で立ち あしひきの 野行き山行き にはたづみ 川行き渡り…
17/3991 … 清き瀬ごとに 鶴川立ち か行きかく行き 見つれども そこも飽かにと…

いずれの例でも「～行き… 行き」の「～」と「…」にはすべて異なる場所がきている。ちなみに、最後の 3991 番歌の「か行きかく行き」は「あっちに行きこっちに行き」を意味する表現である。したがって、通説が言うように「紫野」と「標野」が同じ場所だとすると、「紫野行き標野行き」のような表現が用いられることは、日本語の常識からして、ありえないことになる。これが通説の第六の問題点である。

以上見てきたように、20 番歌に関する通説には少なくとも六つの問題点があることがわかった。次の第 4 節では、これまでに述べてきたすべての問題点を解決できるような新しい歌の解釈と「蒲生野」の所在地について考察する。

4. 万葉集 20 番歌の新しい解釈と「蒲生野」の所在地

第 2 節でも述べたように、日本書紀の記事にはさまざまな問題があり、万葉集 21 番歌の左注に引用された天智天皇七年の記事もその例外ではない。したがって、この節では日本書紀の記事に頼らず

に、もっぱら歌の表記と内容だけを手がかりに「蒲生野」の所在地を推定してみよう。

まず第 3 節の第一の問題点の議論から、20 番歌の第二句の「武良前野」は、通説が言うような「紫草が生えている野」という意味での「紫野」ではなく、「むらさき野」という地名を表す表記だと考えられる。ここで「むらさき野」とかな表記を用いるのは、これが単なる地名であり植物や色としての「紫」とは関係がないことを表すためである。この「むらさき野」という地名が「蒲生野」の所在地推定の第一の手がかりとなる。

次に、第 3 節の第三と第四の問題点の議論から、従来「標野行き」と訓まれてきた 20 番歌の第三句の「標野」という語は、文献上ほかに例を見ないだけでなく、原文の「標」の字には明らかな写本による異同が見られることから、「標」の字は誤字である可能性が高い。そこでいま、この「標」を「横」の誤字（誤写）と仮定してみよう。「標」と「横」はともに偏が同じ「木」で、旁も非常によく似た字形であり、誤写の起こる可能性は十分ある。実際、多くの万葉集注釈書が底本としている西本願寺本の誤写例を調べてみると、同程度の誤写例として例えば「梓 → 杵」の例が 2 件ある（2945 番歌、3103 番歌）。そこでもし「標」を「横」の誤字だと見なすと、20 番歌の第三句は「横野行き」となる。万葉集には「横野」の地名を含む歌がほかにもう一首だけあるが（1825 番歌）、面白いことに、この歌でも（20 番歌と同様に）「横野」の地名が「むらさき」との関係で詠まれている。単なる偶然の一致とは思えない。この点については後に触れる。「蒲生野」の所在地推定の第二の手がかりは、この「横野」という地名から得られる。

以上の二つの手がかりを考慮して、20 番歌の訓読文と原文を再掲すると次のようになる。

01/0020 あかねさす むらさき野行き 横野行き 野守は見ずや 君が袖振る

【原文】 茜草指 武良前野逝 横野行 野守者不見哉 君之袖布流

この歌は「蒲生野」へ遊猟した時の歌であるから、この歌の中の「むらさき野」と「横野」の地名はともに「蒲生野」のそばに存在していなければならない。そこでまず、地図帳や郵便番号の住所データ、さらに平凡社の日本歴史地名大系などを参考に、西日本の少なくとも江戸時代以前にさかのぼる古い「蒲生」という地名を調べてみた。その際、「蒲生」の候補地としては、念のため、漢字表記だけに頼らず「ガモウ」、「カモウ」、「ガモオ」、「カモオ」、「コモウ」など類似の発音をもつ地名も対象にした。得られた結果を以下に示す（カッコ内は地名の発音）。

三重県名張市薦生（コモオ）

滋賀県蒲生郡蒲生町など（ガモウ） 和名抄の近江国蒲生郡

京都府船井郡丹波町蒲生（コモウ）

大阪府大阪市城東区蒲生（ガモウ） 南西約 2km に難波宮跡がある

鳥取県岩美郡岩美町蒲生（ガモウ） 和名抄の伯耆国巨濃郡蒲生郷

徳島県那賀郡羽ノ浦町古毛（コモウ）

香川県小豆郡池田町蒲生（カモウ）

山口県下関市蒲生野（カモウノ）

福岡県北九州市小倉南区蒲生（ガモウ） 和名抄の豊前国企救郡蒲生郷

福岡県嘉穂郡稲築町鴨生（カモオ） 安閑天皇の鎌屯倉の中心地との説がある

福岡県柳川市蒲生（ガモウ）

熊本県山鹿市蒲生（カモウ）

鹿児島県始良郡蒲生町（カモウ）

延喜式の大隅国蒲生駅がある

次に、これら「蒲生」の候補地のそばに「むらさき野」と「横野」という二つの地名が存在するかどうかを調べた。その結果、「蒲生野」、「横野」、「むらさき野」の三つの地名がわずかに半径 1.5km の円内に存在するところが日本列島にただ一箇所だけ存在することがわかった。上の地名リスト中で波線を付けた「山口県下関市蒲生野」である（図 2）。現在でも万葉集 20 番歌の題詞そのままに「蒲生野」という大字地名が残っており、ほとんどの地図帳に記載されている。この辺一帯は平安時代以前には「長門国豊浦郡」に属している。以下、この三つの地名について、日本歴史地名大系の「山口県の地名」に基づき簡単に紹介しておこう（[18]、pp.487-489）。

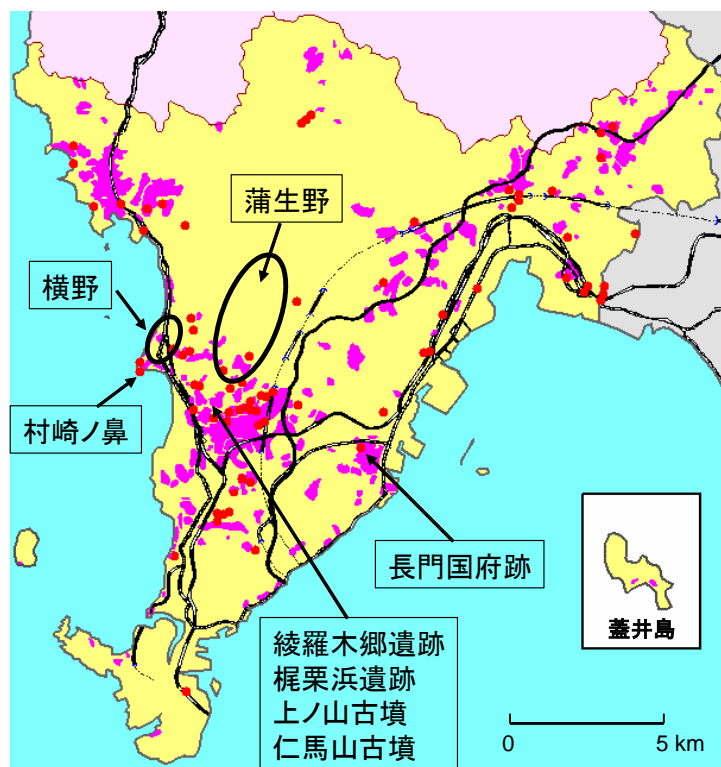


図 2. 旧下関市の遺跡分布

山口県下関市の「蒲生野」は、慶長 15 年（1610）の検地帳に「蒲生野村」と記載されており、この地名が少なくとも江戸時代初期以前にさかのぼる古い地名であることは確実である。

「横野」は、南北に走る下関市の西海岸線が途中で響灘に向けて小さく突き出た三角状の半島（安岡半島）の北部一帯を占める地である。横野という地名は、慶長 15 年（1610）の検地帳に「横野村」とあり、少なくとも江戸時代初期以前にさかのぼる古い地名である。この地の西部には、創建年代は不明であるが、横野八幡宮が鎮座している。

「むらさき野」は、安岡半島の西端部にあり、現在は東側に「横野」と「安岡本町」が隣接しているが、「むらさき野」は古くは横野村の一部であった。この地が古くから「むらさき野」と呼ばれてきたことは、地図帳にこの半島の西端が「村崎ノ鼻」と表記され、またこの半島の縄文時代早期の遺跡が「紫野遺跡」という名で呼ばれていることから裏づけられる。山口県文化財概要から「紫野遺跡」

の概要の一部を抜粋して示す[19] (波線は著者)。

山陰本線の安岡駅から西方約 1km のところに、響灘へ瘤状につきでた安岡半島がある。この半島は標高 13m ばかりの低い洪積台地で、平坦な台地面の南寄りにひろがる紫野遺跡は、細石器の様相をもつ縄文早期の広い遺物包含地である... (途中略)... 遺跡がある安岡半島は二段の洪積段丘からなっている。半島の主軸をなす台地の高みは北東から南西に延び、南側が高く、北と西と南には海蝕崖がめぐらし、その岬端に近く、本州最西端の前方後田墳として知られた観音岬(村崎鼻)古墳がある。高い側の台地は広い畑で、一段低い段丘は大部分水田に拓かれ、防風林がある北岸の浜堤の下から海底にかけて、夥しい植物化石を含む黒色の泥炭層が連っている。

このような立地条件を考えると、「むらさき野」という地名の語源は、おそらく「村の先端部で海に突き出た岬の上の小さな平野」を意味する「むら(村) + さき(崎) + の(野)」だと思われる。これは実際の地形とも一致する。図 3 に、「むらさき野」の南東約 2km の綾羅木海水浴場から撮影した安岡半島の写真を示す。この写真から、この半島の地形が上に示した「紫野遺跡」の報告書にあるような標高約十数 m の低い台地状であることが確認できる。



図 3. 安岡半島の「むらさき野」と「横野」

なお、現在の地図帳では安岡半島の北側だけが横野で西側と南側はともに安岡本町となっているが、「山口県の地名」に特別付録として添付されている明治時代初期の「輯製二十万分一図」を見ると(図 4 参照、地名は左向き表記に注意)、安岡半島の西端に「村崎鼻」とあり、安岡半島には「横野」だけが記載されている。したがって、江戸時代以前には安岡半島のほぼ全体が横野村であり、「むらさき野」はその横野村のうち半島西端付近のローカルな地名だったことがわかる。



図 4. 輯製二十万分一図

ところで、この三つの地名を含む半径数 km の円内は、図 2 に見るように、山口県下でも古い時代の遺跡が特に集中している地域である。図 2 はインターネットサイト「下関市埋蔵文化財たより」に掲載されている「旧下関市の遺跡分布」に地名を記入したものである [20]。参考のため、この地域の主な史跡の概要を「山口県の地名」から抽出して以下に示す ([18]、p.475-489)。

- 住吉神社。下関市大字楠之。住吉三神（表筒男命・中筒男命・底筒男命）を主祭神とする延喜式神名帳の名神大社。日本書紀に由緒が載る古社で、山口県下で唯一の名神大社。
- 秋根遺跡。下関市大字秋根ほか。縄文時代や弥生時代の遺物・遺構もわずかに見られるが、古墳時代初期を主体とする大規模な集落遺跡。
- 秋根古墳。下関市大字秋根ほか。六世紀後半に築造された横穴式石室をもつ三基の古墳。
- 地蔵堂遺跡。下関市大字稗田地蔵堂。弥生時代中期頃の組合箱式石棺から漢代中国の馬車に使われた蓋の柄の先端につけた蓋弓帽の金具が出土。これは前漢末頃の製品で日本での発見は唯一例。また、同時代の内行花文精白鏡が出土。
- 伊倉遺跡。下関市大字伊倉。弥生時代中期から古墳時代初期の住居跡。
- 綾羅木郷台地遺跡。下関市大字綾羅木。弥生時代から古墳時代の大遺跡。国指定史跡。
- 若宮古墳。下関市大字綾羅木若宮。全長 41m の古墳時代中期の前方後円墳。
- 上ノ山古墳。下関市大字綾羅木上ノ山。明治 42 年（1909）に川北神社を建立する際に破壊されたが、6 世紀前半の全長 108m の前方後円墳。内部主体は横穴式石室式。
- 仁馬山古墳。下関市大字延行神間。古墳時代前期の全長 74m の前方後円墳。国指定史跡。内部主体は長大な割竹形木棺（6.2m）を用いた粘土槨（7.5m）。
- 竹生寺。下関市大字有富。竹生観音の名で知られる延暦六年（787）創建の古寺。
- 石原遺跡。下関市大字石原塚の原。弥生時代の終末期から古墳時代にかけての村落遺跡。
- 潮待遺跡。下関市大字富任正町。本州最西端の潮待貝塚（縄文後期）を伴う遺跡。
- 梶栗浜遺跡。下関市大字富任久保。弥生時代前期末から中期初頭にかけての墳墓群。石棺の中から多鈕細文鏡一面と細型銅剣が複数出土。国指定史跡。
- 神田遺跡。下関市大字富任神田。小貝塚を伴う縄文後期主体の砂浜遺跡。
- 紫野遺跡。下関市大字横野観音岬。昭和 26 年の発掘調査で黒曜石の石鏃 160 個、小石刃や削器などを含む剥片や石器材料の破片が約 1 万個採集され、また半島西端には前方後円墳の

観音岬古墳がある。

このように、山口県下関市の「蒲生野」のそばには「横野」と「むらさき野」が隣接して存在しているだけでなく、この地域は、長門国最大規模の前方後円墳が二つ隣接して存在し、また名神大社と三つの国指定史跡が集中して存在する長門国でも格別な地域であり、この地に天皇が遊猟したというのも十分納得のいくことである。以上の事実が、新しい「蒲生野」説を裏づける第一の根拠である。

ちなみに、万葉集 20 番歌の第二句と第三句には「むらさき野行き横野行き」とあるから、遊猟ルートとしては最初に「むらさき野」に行き、その次に「横野」に行き、そして最終地の「蒲生野」に行ったものと思われる。その場合、天皇は大宰府から海路で下関市蒲生野に行幸したことになるが、図5に見るように、まず安岡半島に西側から船団で近づき、半島西端の港（「むらさき野」の一部）に上陸して、そこから「横野」を通過して「蒲生野」へ向ったものと思われる。このように考えると、第3節で指摘した第六の問題点も解消され、すべてつじつまが合う。というのは、新しい「蒲生野」説では、「むらさき野」、「横野」、「蒲生野」はすべて異なる地名であり、しかもまず「むらさき野」に行き、そして次に「横野」に行くから、「むらさき野行き横野行き」という表現は実際の遊猟ルートをもそのまま表現したものになるからである。ちなみに、直接に綾羅木浜から上陸せず半島西端から上陸したのは、大きな船を接岸させるためには適当な水深の港が必要だからである。

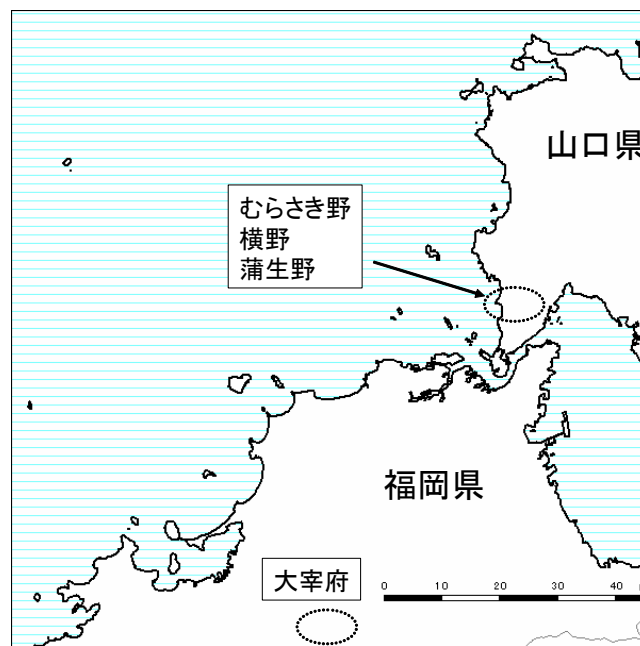


図5. 福岡県北部と山口県西部

さて次に、新しい「蒲生野」説を裏づける第二の根拠を示そう。それは、万葉集 20 番歌の第三句を通説の「標野」ではなく新たに「横野」と訓むことにより、万葉集のほかの歌の問題を解決することができることである。万葉集には「横野」という地名を含む歌がほかにただ一つだけある。

10/1825 むらさき 紫草の ねぼ 根延ふ横野の 春野には 君をかけつつ うぐひす鳴くも
【原文】 紫之根延横野之 春野庭 君乎懸管 鶯名雲

この歌の大意は「横野という土地の春の野では、あなたを思ってウグイスが鳴いているよ」というごく簡単な内容である。ここで問題なのは、どういう理由で「横野」という地名に「紫草の根延ふ」という表現が掛けてあるのかという点である。通説では文字通り「横野の地に紫草が根を延ばして生えている」からだとする。もしこの通説が正しければ、横野は当時著名な紫草の産地でなければならない。通説はこの横野を大阪市生野区巽南町あたりに比定している。例えば、新編日本古典文学全集は、この歌の第二句の頭注に、

横野は地名か。大阪市生野区巽南町の式内社横野神社のある一帯に擬する説がある。

とコメントしている[21]。また新日本古典文学大系も脚注で同様なコメントをしている[22]。そこで念のため日本歴史地名大系で調べてみると、「大阪府の地名 I」の「大地（おおじ）村」の項目に次のような記載がある（[23]、pp.649-650）。

渋川郡に属し、伊加賀村の西にある。平野川の支流が北流する。古代渋川郡邑智郷（和名抄）の地で、「河内誌」に「旧作邑智」とある。「日本書紀」仁徳天皇十三年一〇月条に「是月に、横野堤を築く」とある横野堤の跡は、字印字の横野神社旧地付近といわれ、…（途中略）…、古代に当地付近にまで入込んでいた潮水を防ぐために築かれた堤とも考えられる。「横野」は歌枕として知られ、歌学書は上野国とするが、当地の可能性もある。

紫草の根延ふ横野の春野には君を懸けつつ鶯鳴くも（「万葉集」巻一〇）

霜かれの横野の堤風さえていりしほとほく千鳥なくなり 藤原光俊（続古今集）

ここに記載されている横野神社は、明治 40 年(1907)に巽神社(地下鉄千日前線の南巽駅の南約 100m)に合祀されているが、その旧社地は江戸時代以前は「大地村」に所属し、合祀以前は大地村の産土神として垂仁天皇の第二皇子の印色入日子命を祭神とする式内社「横野神社」に比定され、印色（いにしき）宮ともよばれていたようである。

以上のことから、現在では大阪市生野区巽南町あたりに横野という地名は残っていないけれども、延長五年（927）頃に完成したとされる延喜式神名帳に「横野神社」の記載があり、当地に明治 40 年まで同名社が存在していたこと、日本書紀仁徳紀に「横野堤」の記事が存在すること（六国史では「横野」は仁徳紀が唯一例）、などを総合すると、万葉時代に横野という地名が現在の大阪市生野区巽南町あたりに存在していたことは認めてよい。しかしながら、問題はこの土地が紫草の産地だった痕跡がないことである（古代の紫草の産地については第 3 節を参照）。また紫草の植物学的特質から見ても、大阪市生野区巽南町ような(古代の)海岸部に近い低地で紫草が栽培されていた可能性は極めて低い。その理由については姉妹編の論文の第 3 節を参照されたい[9]。したがって、この地を 1825 番歌の「横野」に比定することには大きな問題がある。

ちなみに、日本列島で少なくとも江戸時代以前にさかのぼる古い「横野」の地名は、先の大阪市生野区巽南町を除くと、ほかに以下の 12 箇所がある（日本歴史地名大系による）。

宮城県仙台市の歌枕「玉田・横野」（青葉区青葉町～宮城野区榴ヶ岡）

神奈川県秦野市横野

富山県婦負郡婦中町横野

愛知県稲沢市横野町
三重県飯南郡飯南町横野
岡山県津山市上横野・下横野
山口県下関市横野町
佐賀県唐津市横野
佐賀県伊万里市黒川町横野
熊本県上益城郡三船町滝尾 横野
熊本県上益城郡矢部町川野 横野
宮崎県東臼杵郡椎葉村下福良 横野

一方、すでに第3節でも述べたように、平安時代中期以前に紫草が栽培されていた確証があるのは、常陸国、下野国、上野国、武蔵国、相摸国、甲斐国、信濃国、出雲国、石見国、太宰府管内（大隅国、日向国、豊後国、肥後国、筑前国）であるから、上の 12 の横野の地名のうちこの中に含まれるのは神奈川県と熊本県と宮崎県の横野だけである。ところが、1825 番歌は東歌や防人歌ではないから神奈川県を除外すると、1825 番歌の横野の可能性として残るのは熊本県上益城郡三船町滝尾、熊本県上益城郡矢部町川野、宮崎県東臼杵郡椎葉村下福良の三つの横野である。このうち後者の二つは山奥の寒村であるから、1825 番歌の横野としてはふさわしくないので除くと、最終的に残るのは熊本県上益城郡三船町滝尾の横野だけとなる。そこで、奈良文化財研究所の木簡データベースを調べてみると、紫草が栽培されていたことが確実なのは、肥後国の中では北部・中部に位置する山鹿郡、合志郡、託麻郡の三郡であり、益城郡に属する熊本県上益城郡三船町滝尾の地で紫草が栽培されていたかどうかは今のところ確証がない。

以上見てきたように、1825 番歌の「紫草の根延ふ横野」という表現を文字通り「紫草が根を地中に延ばして生えている横野」と解すると、この条件を確実に満たす「横野」の地は日本列島には存在しないという結論に導かれる。

ところが、この問題に別の視点から解決の手がかりを与えてくれるのが、すでに述べた山口県下関市の安岡半島にある「むらさき野」と「横野」の地理関係である。1825 番歌で「紫草の根延ふ」が「横野」を起す序詞になっている理由は、おそらく、安岡半島の西端部にある「むらさき野」に隣接して「横野」の地が広がっている様子を、比喩的に「紫草が地面に根を延ばして生えている」様子に喩えたものであろう。この比喩では、「紫草」に「むらさき野」の地が、「(紫草が根を延ばしている)地面」に「横野」の地が喩えられている。このように解してはじめて、なぜ「紫草の根延ふ」が「横野」という地名を導くのか、その理由がよく理解できるのである。また、20 番歌の第二句の「むらさき」が「武良前」と異例な表記をされ、一方、1825 番歌の「むらさき」が「紫」と正訓表記されている理由もよく理解できる。というのは、前者の「むらさき」は歌の中では地名の役割を担っているのに対して、後者の「むらさき」は「紫草が地面に根を延ばして生えている」イメージから「むらさき野」に隣接している「横野」の地名を導く役割を果たしており、ここでは「むらさき」は植物としての「紫草」でなければならないからである。以上が、新しい「蒲生野」説を裏づける第二の根拠である。

さて、以上のような解釈がもし正しいと仮定するならば、20 番歌と 21 番歌が詠まれた舞台は 1825 番歌の舞台とまったく同じであり、いずれも山口県下関市の横野から蒲生野あたりの土地ということになる。また、1825 番歌の作者は女性であるから（第四句の「君」から推測）、20 番歌の作者も 1825 番歌の作者もともに女性ということになる。さらに、20 番歌と 1825 番歌はともに「むらさき野」と

「横野」の二つの地名をキーワードにした極めて「巧みな歌」であり、かつともに「洗練された上品な歌」である。だとすれば、この二つの歌の作者はおそらく同一人物で、額田王その人であろう（20 番歌が額田王の歌だから）。このことはまた、額田王の生まれ故郷が山口県下関市の横野から蒲生野あたりの土地であったことを想像させる。なぜならば、この二つの歌は「むらさき野」と「横野」の土地に馴れ親しんだ人でなければとうてい思い浮かばないからである。単なる通行人にはこのような「巧みな歌」は思い浮かばないだろう。それを裏づけるのが次の第三の根拠である。

新しい「蒲生野」説を裏付ける第三の根拠は、20 番歌の作者である額田王と山口県下関市蒲生野あたりの土地との必然的な関係である。以下に示す三つの史料から、長門国豊浦郡（蒲生野はここに所属する）は額田部一族の根拠地であり、しかも彼らは「直」姓をもつ氏族であることから穴門国造かその一族と見られている（[18]、p.367）。

天平 10 年（738）周防国正税帳（正倉院文書）：

長門国豊浦郡擬大領正八位下額田部直広麻呂

続日本紀の天平 12 年（740）9 月 24 日条：

差長門国豊浦郡少領外正八位上額田部広麻呂、将精兵四十人、以今月廿一日発渡

続日本紀の神護景雲元年（767）4 月 29 日条：

長門国豊浦郡毅外正七位上額田部直塞守献钱百万、稻一万束、授外従五位上、任豊浦郡大領

すなわち、彼らはこのあたりの古代の有力豪族である。このことは和名抄の長門国豊浦郡に「額部（ぬかべ）」郷があることともつじつまが合う。この額部郷は現在の下関市長府を含む一帯に比定されているが（[18]、p.367）、長門国の国府跡もこの付近に比定されており、ここは蒲生野から南東に約 5km の距離しか離れていない。

このように、額田王がこのあたりの地理に特に詳しいという事実と、このあたりが古代に額田部一族の根拠地であったという事実、それに彼女の名前に「額田」という姓が冠せられているという事実、以上の三つの事実を合わせて考えるとき、おそらく彼女は長門国豊浦郡の「額田部」一族の出身で、この地が彼女の生まれ故郷（少なくとも少女時代を過した所）であろうという結論に導かれる。

以上見てきたように、20 番歌の「蒲生野」を現在の山口県下関市蒲生野と見なし、このあたりの土地を額田王の生まれ故郷と考えるとき、なぜ 20 番歌で「むらさき野行き横野行き」という表現が用いられているのか、なぜ 1825 番歌で「紫草の根延ふ横野」という表現が用いられているのか、これらの理由がうまく理解できるようになる。これに対して通説だと、20 番歌と 1825 番歌の表現に関して問題があるばかりでなく、歌の内容についてもごく表面的な理解しかできない。

この節を終えるにあたり、以下の三つの点を補足しておきたい。第一に、20 番歌の「野守」の解釈である。これまでの議論で、第 3 節で指摘した通説の六つの問題点のうち、第五番目の「野守」の問題以外はすべて解決した。残るのは「野守」だけであるが、私見を述べると、この歌で言う「野守」とは、おそらく「むらさき野」、「横野」、「蒲生野」を含む地域の監督を朝廷からまかされた役人であろう。この役人が、今回の天皇の蒲生野遊猟に際して、地理的な案内役をはじめ狩猟に関わる雑務などを一手に引き受けたものと思われる。以上のように考えると、20 番歌に関する少なくとも表面的な問題点はすべて解決する。しかしながら、実は、20 番歌と 21 番歌を正しく理解するためには、どうしても額田王と皇太子（21 番歌の作者）の本当の年齢関係を知る必要がある。また、額田王の本当の身分（宮廷での地位）などに関する知識も不可欠である。しかし、これらはいずれも難題であり、今後の課題として残しておきたい。

第二に、本論文では日本書紀の記事によらずに蒲生野の所在地を推定してきたけれども、20番歌の遊獵地が山口県下関市蒲生野であるという結論は、日本書紀の記述と決して矛盾するものではない。なぜならば、天智天皇が白村江の戦（天智二年（663））の前後に大宰府近辺に長期滞在していたことは日本書紀にも記述があり、その時に山口県下関市蒲生野へ行幸した可能性があり、その時に万葉集20番歌が詠まれたかも知れないからである。ちなみに、大宰府と山口県下関市蒲生野の距離は、地図上の直線距離にして約70km程度である（図5を参照）。

第三に、これまで20番歌の蒲生野の地とされてきた滋賀県蒲生郡と、今回新たに提案した山口県下関市蒲生野の間には、単なる偶然とは思えない共通点がある。それは、この二つの地が「蒲生」という地名に加えて「豊浦」という地名を共有していることである。「豊浦」という地名は、日本書紀に登場する仲哀天皇の「穴門豊浦宮」（山口県下関市長府の忌宮神社あたり）や推古天皇が即位したとされる「豊浦宮」（通説では奈良県高市郡明日香村豊浦あたり）のように、古代のヤマト朝廷を語る上で欠かせない極めて重要な地名であるが、江戸時代より前にさかのぼる古い「豊浦」の地名は日本列島には次の五箇所があるのみである（日本歴史地名大系）。

- ① 滋賀県蒲生郡安土町上豊浦・下豊浦
- ② 奈良県高市郡明日香村豊浦
- ③ 奈良県大和郡山市豊浦町
- ④ 大阪府東大阪市豊浦町・東豊浦町
- ⑤ 山口県豊浦郡

ここで注目したいのは、この五つの「豊浦」のうち③と④のすぐそばには古代にさかのぼる「額田」という古い地名が隣接していることである。また、すでに述べたように⑤の山口県豊浦郡は額田部一族の根拠地であり、さらに②の奈良県高市郡明日香村豊浦は額田部皇女（推古天皇、和風諡号は豊御食炊屋姫）が即位した豊浦宮の地とされている。以上のことを考慮すると、結局のところ、日本列島の「豊浦」という五つの古い地名のうち四つまでもが額田部と関わっていることになる。だとすれば、残りの一つ、①の滋賀県蒲生郡安土町上豊浦・下豊浦もおそらく額田部と深い関わりのある土地だと推測される。

このように⑤の山口県豊浦郡と①の滋賀県蒲生郡は、少なくとも「豊浦」（および「蒲生」）という地名を通して歴史的な深い関係を見ることができ、これまで長い間 20 番歌の「蒲生野」が山口県豊浦郡の代わりに滋賀県蒲生郡だと思われてきた、その理由の一端をここに見ることができるのかも知れない。ちなみに、滋賀県蒲生郡安土町上豊浦のすぐそばには滋賀県下で最大の瓢箪山古墳（全長162mの前方後円墳、四世紀中葉の築造）が存在する。

5. おわりに

本論文では、万葉集20番歌の題詞に登場する「蒲生野」の所在地について再検討を行った。これまで長い間、近江国蒲生郡がその比定地とされてきたけれども、その根拠となっている21番歌の左注に引用された日本書紀の記事にはいろいろと問題があり、その記事を離れて「蒲生野」の所在地を考え直すとき、通説の近江国蒲生郡よりも長門国豊浦郡の方が歌の表現そのものに適合するという結論に導かれた。そしてまた、この結論は1825番歌に含まれる別の問題をも同時に解決することがわかった。さらに、古代の長門国豊浦郡を根拠地にしていたのが額田部一族であることから、額田王をこの土地

に生まれ育った額田部一族の女性と仮定し、また20番歌と1825番歌をともに彼女の歌とするとき、この二つの歌の内容が従来よりもより深く理解できるようになり、またなぜ彼女の名前に「額田」の姓が冠せられているのかも理解できるようになった。本論文で展開したような議論が果たして妥当なものであるかどうか、多くの方々のご批判をあおぎたい。

最後に、図2の掲載を許可していただいた山口県下関市埋蔵文化財センターに深く感謝致します。

参考文献

- [1] 「万葉集 一」、新日本古典文学大系、岩波書店、pp.28-29、1999 年。
- [2] 直木孝次郎、額田王の年齢と蒲生野遊猟 - 第一子出産年齢考、続日本紀研究、第 331 巻、pp.1-17、2001 年。
- [3] 「日本書紀③」、新編日本古典文学全集、小学館、pp.276-277、1998 年。
- [4] 「法隆寺論争」、家永三郎・古田武彦、新泉社、1993 年。
- [5] 「日本書紀の謎を解く」、森 博達、中公新書、1999 年。
- [6] 「沼の司祭者 額田王」、吉田金彦、毎日新聞社、1993 年。
- [7] 「ムラサキの観察と栽培」、大滝末男、ニュー・サイエンス社、1982 年。
- [8] 「万葉律令考」、滝川政次郎、東京堂出版、1974 年。
- [9] 竹生政資、万葉集 395 の「託馬野」の所在地について、<http://www.manyo-world.com/>、pp.1-10、2011 年。
- [10] 「万葉集講義 第三巻」、山田孝雄、寶文館、p.682-686、1937 年。
- [11] 「時代別 国語大辞典 上代編」、三省堂、2005 年。
- [12] 「校本万葉集 一~十八、別冊一~三」(新增補版)、岩波書店、1994 年。
- [13] 「律令」、日本思想大系新装版、岩波書店、1994 年。
- [14] 「読み下し 日本三代実録 上巻」、武田祐吉・佐藤謙三訳、戎光祥出版、2009 年。
- [15] 「大阪府の地名Ⅱ」(日本歴史地名大系 28)、平凡社、1986 年。
- [16] 「奈良県の地名」(日本歴史地名大系 30)、平凡社、1981 年。
- [17] 「滋賀県の地名」(日本歴史地名大系 25)、平凡社、1991 年。
- [18] 「山口県の地名」(日本歴史地名大系 36)、平凡社、1980 年。
- [19] 小野忠熈、18 紫野遺跡、山口県文化財概要、第 4 集、pp.71-75、1961 年。
- [20] <http://www2.city.shimonoseki.yamaguchi.jp/www/contents/1103847345942/html/common/4d146cd5084.htm>
- [21] 「万葉集③」、新編日本古典文学全集、小学館、p.28、1995 年。
- [22] 「万葉集 二」、新日本古典文学大系、岩波書店、p.420、2000 年。
- [23] 「大阪府の地名Ⅰ」(日本歴史地名大系 28)、平凡社、1986 年。